

③ 各整備区分における整備方針

—1) 保存整備 1

【第一～第三隧道（F 1～F 3）】

現状：壁体の煉瓦は、目地が流出している箇所や、煉瓦表面が粉状化し欠損している箇所が見られる。また、水分や気候の影響等で塩類が噴出している箇所も確認される。天井部のコンクリートは亀裂箇所からの漏水の影響で、セメントが流出し変化している。

整備方針：今後、目地の成分分析や煉瓦の強度試験、モルタルの成分分析など保存科学調査を実施し、必要な修復材料を試験したうえで修復を行う。また、公開後はガイド同伴での見学動線となるため、躯体の強度等に問題がないかなどを調査し、必要に応じて保全対策を行う。

公開方針：隨時公開。

【第一・第四掩蔽部（N 1・N 4）、第一弾薬庫（J 1）】

現状：床が隆起し縦方向のひび割れが確認される。天井にも縦方向のひび割れがある。掩蔽部は前面壁の入り口、窓が開口しているため、開口部付近の内壁は蘚苔類やバクテリアが繁殖し汚れている。掩蔽部・弾薬庫ともに天井部のコンクリートは亀裂箇所からの漏水の影響で、セメントが流出し変化している。入口建具部分の撤去により建具接続部の煉瓦がき損している。

整備方針：遺構のゆがみや劣化の状態について調査を行う。床面の隆起については地盤の調査も想定し、公開に向けて必要な保全対策・安全対策をとる。

内壁の汚れについては、モニタリング調査により石灰の融解やカビに対する保全対策の検討を行う。き損部分は、建具の復旧設計とあわせて保全対策をとる。

公開方針：隨時公開。

【高墨道（K 1）】

現状：天井部分のモルタルが一部剥落している。

弾薬庫（J 1）からの弾薬補給用の揚弾井の機械に関連すると考えられる金属製品の一部が、揚弾井の天井と砲座へ続く高墨道の両壁に残っている。金属部分は劣化が著しい。

整備方針：天井のモルタルは剥落を抑える。劣化する金属製品の部分については、早急に現状調査を行い保存処理を施す。

公開方針：隨時公開。

【第一砲座（M 1）】

現状：他の砲座と異なり、一度も埋没することがなかったため、横牆の石積みの風化が進んでいる。

整備方針：石材の保存科学調査により風化の進行を止める。また砲床の調査も必要に応じて実施。

公開方針：隨時公開。

【左翼観測所】

現状：第二次大戦後に撤去された。基礎の一部と地下の観測所付属室との連絡のための伝声管、地下から地上部への階段が遺存している。階段部分は地下と地上とを連絡する開口部がコンクリート壁で閉塞されている。

整備方針：遺構確認調査や資料調査に基づき展示方法の検討を行い、現存する右翼観測所を参考に、左翼観測所と左翼観測所付属室、高塀道、弾薬庫の繋がりが明示できる整備を行う。

公開方針：整備後は常時公開とする。

【第二、第三、第五、第七掩蔽部（N 2、N 3、N 5、N 7）】

海上自衛隊の送信所であった時代に改変された第二掩蔽部左室（N 2）、第三掩蔽部左室、第五掩蔽部（N 5）、第七掩蔽部（N 7）については、改変前の姿への復旧の検討を行う。

現状：出入口、採光窓、吸気孔が存在する前面壁はモルタルで被覆されている。室内の煉瓦壁も全面がモルタルで被覆されている。

整備方針：現状のモルタルの塗布状況の調査を行った上、前面壁および脚壁はモルタルを除去することが可能か判断し、可能であれば煉瓦壁への復旧をする。また、モルタルの除去が困難であった場合、壁面などを利用した解説パネルの設置や、砲台稼働時の使用方法を復元展示するなど、利用方法の検討を行う。

公開方針：復旧した場合はガイド同伴による見学を行い、随時公開とする。復旧までは非公開であるが、モルタルの除去が困難な場合で展示に利用する場合は随時公開とする。

【土壘（B）】

現状：本来の地形を活かし、砲台築城時の工事により地山を削り、榴弾砲砲台の砲座と地下施設へ続く塀道を建設。掘り残した部分を機能面から「土壘」と呼ぶが、史跡地北側の外周箇所は、版築を繰り返して作成した人為的な遺構ではない。海上自衛隊による取得以降に史跡地北西から北東部分は削平され、隊舎の建設と駐車スペース及び、砲座地上部分へ上がる斜路に改変される。柵門から入って正面にそびえる「土壘」は地層の観察から地山でなく人工的に積み上げ築いたものと推測されるが、北側部分を一部削平されている。

整備方針：範囲についての路面表示や、一部復元など砲台としての景観を想起できる整備を行う。

公開方針：常時公開

－2) 保存整備 2

【第二・第三砲座（M 2、M 3）】

現状：第二砲座（M 2）については、海上自衛隊の通信所として使用されていた時に、テニスコート造営のために埋められたが、自衛隊退去時に現状復旧として砲座を埋める覆土が除去された。地表から砲床に連絡する階段や被覆壁の石積み、砲床の一部の毀損が明らかになった。

第三砲座（M 3）については、第二砲座と同様、海上自衛隊の送信施設建設に伴い埋められていたが、平成 29 年度（2017 年度）実施した遺構確認調査により覆土を除去し、第一、第二砲座と同規模・同形状であることが確認された。

整備方針：遺構の現状を把握するための測量調査を行い、破損部分の修理を行う。

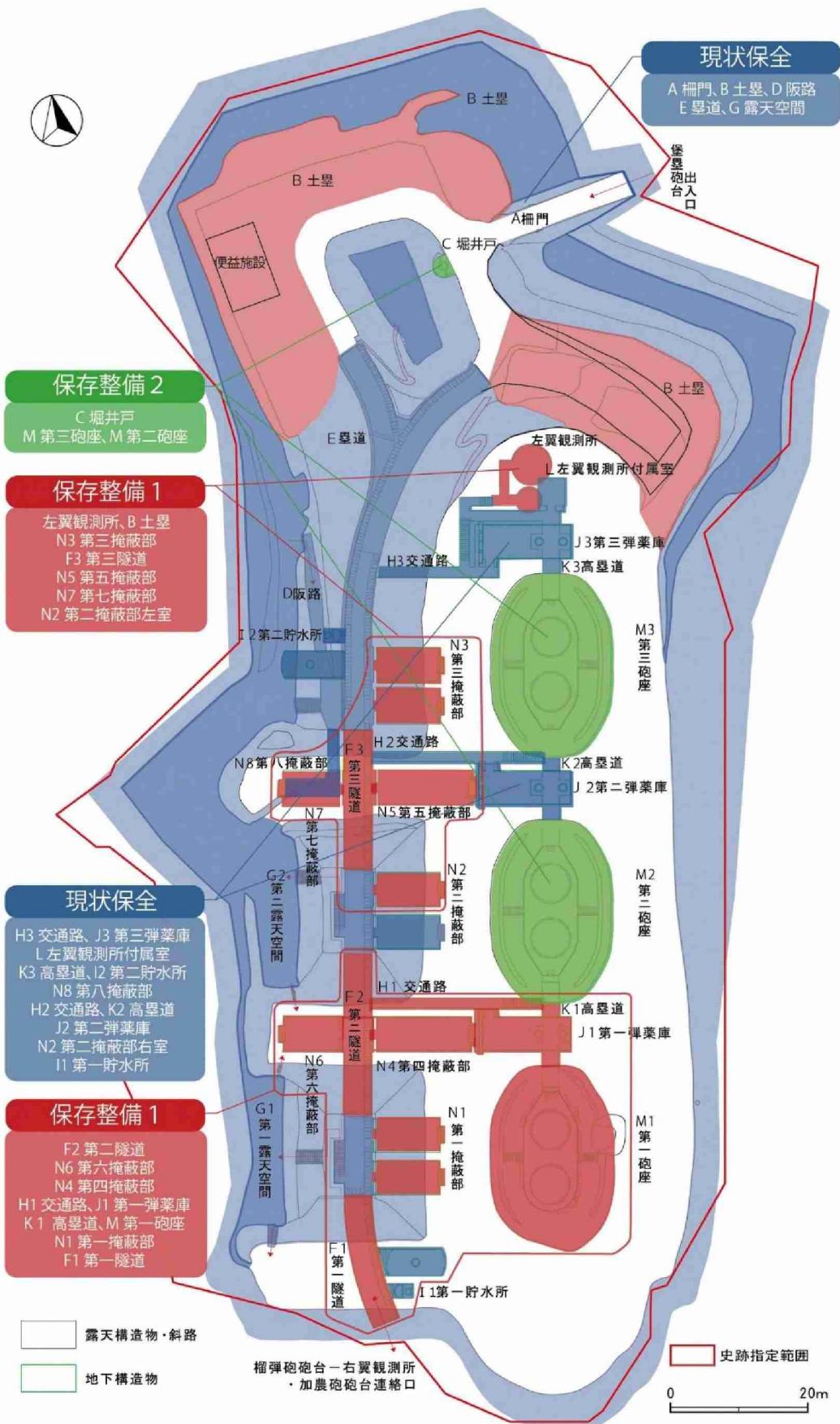
公開方針：随時公開。修理が完了するまでは内部への立ち入り公開は行わず、地上から眺めるのみとする。また、高塀道と砲座が接続する部分には海上自衛隊使用時にコンクリートが敷設され閉塞されている。環境変化についての検討を行ったうえで、3つの砲座が高塀道で連絡できる構造の理解のためコンクリートを撤去し往時の動線を復元する。

【堀井戸（C）背面擁壁】

現状：堀井戸の背面の凝灰質礫岩切石ブロック積擁壁の天端笠石の南側約半分が欠損する。

整備方針：欠損した笠石を補充する。

公開方針：當時公開。



第■図 千代ヶ崎砲台跡 整備区分図

(2) 環境整備計画

遺構保存や眺望確保のための伐採と、堀井戸の復旧調査、既設排水の復旧調査、地表面からの構造物（砲座、露天空間等）への雨水流入防止を行う。

① 伐採等

交通路の露天空間両側の凝灰質礫岩切石ブランケット積被覆壁の際近くにある樹木は、樹根が被覆壁天端を圧迫し、天端笠石を弛める可能性があるため伐採する。

また、海側（西側）の樹木は枝払い等により眺望が確保できるようにする。樹木が自生している箇所が史跡指定地外となるため、土地所有者と協議を行う。

砲座、露天空間等の法面にはアズマネザサが自生している。現在法面遺構は安定しているため盛土等の特別な遺構保護は行わず、自生しているアズマネザサを低層（20cm程度）で維持管理することで法面遺構の保護を行う。第三砲座の法面は遺構確認調査後に当面の措置として植生ネットを設置した。アズマネザサを移植し法面遺構の保護を行う。平地部分は園路の整備と合わせて景観に適した植生管理を行う。

アズマネザサ

植物分類	概 要
イネ科 メダケ属	常緑～半常緑多年性草本 本州・四国・九州に分布 高さは3～4mまで成長 直径は約2cm



② 給排水施設等

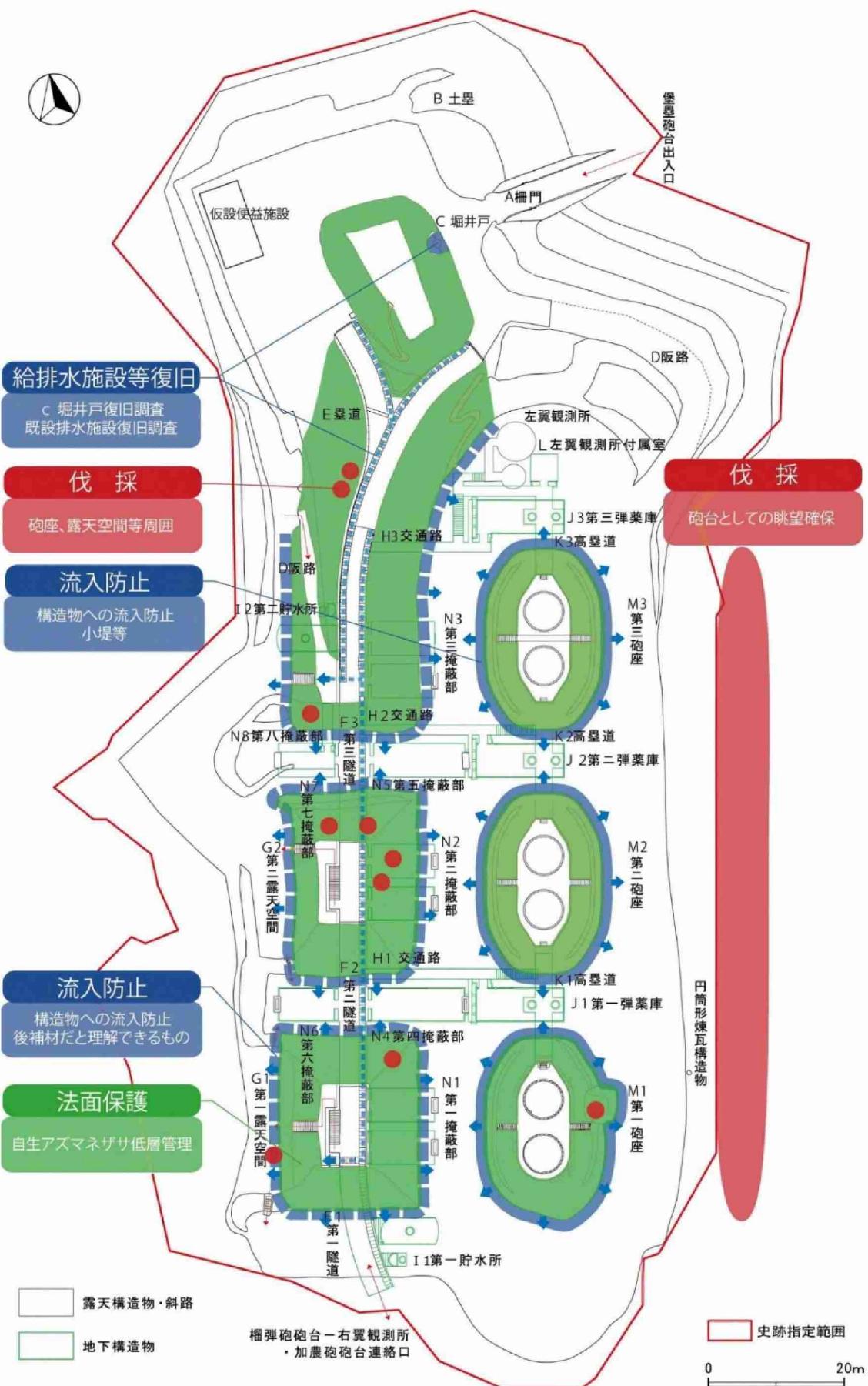
史跡地内を維持管理する上で給水は重要であるが、史跡地は市街化調整区域に属し、上下水道の設置は制約がある。後述する便益施設に供する給水管での方法など実情に即して設置する。

また、墨道、隧道には排水施設があるが、流末等が不明である。排水施設の機能を調査し、往時の排水施設の復旧や実情に即した排水を行う。管理上必要な措置についても検討し必要に応じて整備を行う。

さらに、榴弾砲砲座、露天空間等の構造物の法肩に小堤を整備し、構造物への雨水流入防止を図る。平成29年度（2017年度）に実施した第三砲座跡遺構確認調査の所見から、第三砲座跡地表付近は広く戦後に改変されたことが分かり、土堤の確認に至らなかった。第一砲座、第二砲座の一部にやや高まりがあるが、築城当初のものは現状では不明である。いずれにしても雨水流入防止のため小堤を設置し、小堤の表土流出防止については構造物が見学できるよう地被類で覆うことを検討する。

第一から第三隧道の出入り口にあたる露天空間部分の墨道石積み擁壁の天端にも留意し、土砂の流出防止と雨水の処理についても遺構に影響を与えない対策を検討し、必要に応じて整備を行う。

その他の地表部分、法面部分についても土砂の流出防止と雨水の処理については必要に応じて整備を行う。



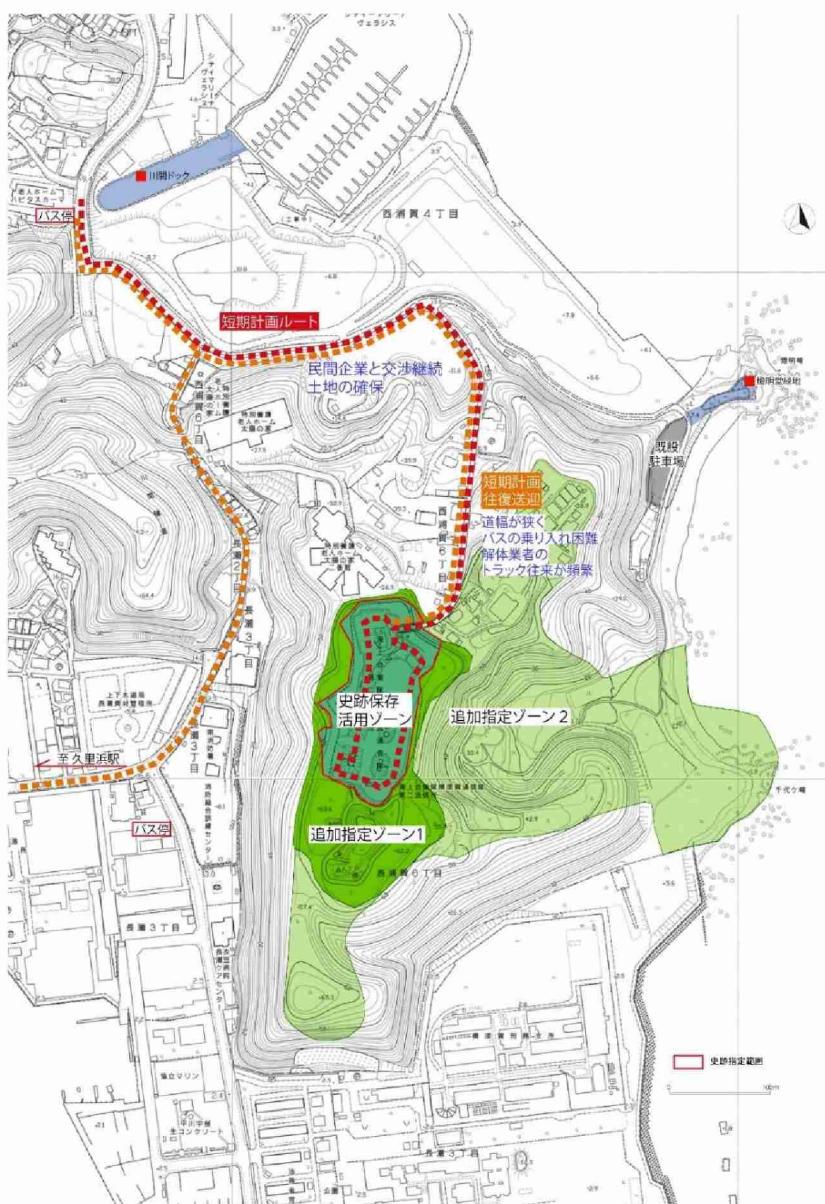
第■図 千代ヶ崎砲台跡 環境整備計画図

(3) 動線計画

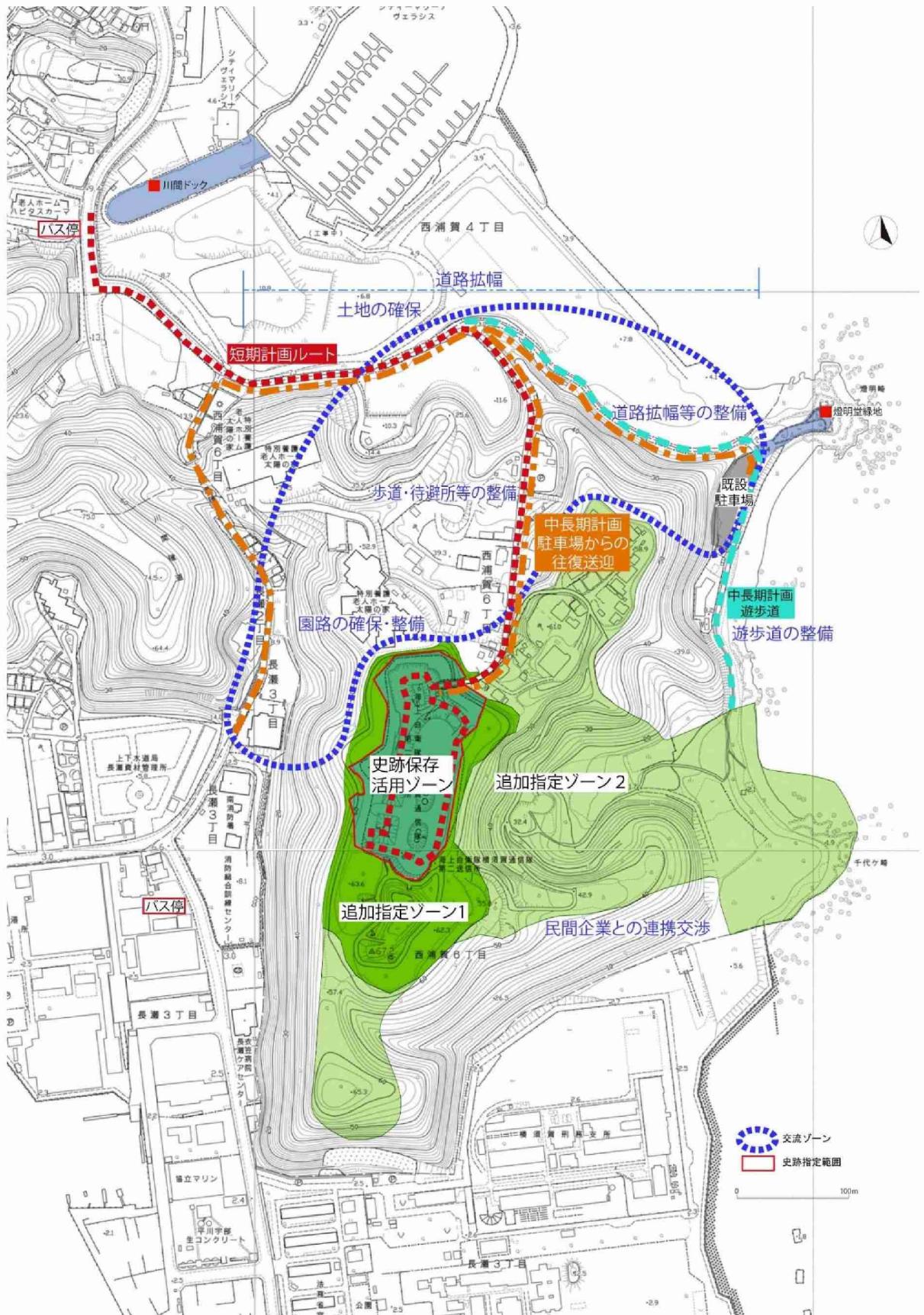
① 導入部

砲台稼働当時の千代ヶ崎砲台への導入路は史跡が位置する丘陵北側の道路と柵門を結ぶ坂道（軍道）であった。この坂道は現在も市道として利用されているが、道幅が狭くバスの乗り入れはできない。このため、市内外の学校の社会見学やバスツアー等に対応することが困難である。また、道路沿いには解体業者の工場等が存在し、道幅は狭いがトラックの往復が盛んである。このため、史跡見学用の導入路として利用するには、車寄せスペースを設ける等の対応が必要になる。また、この道を導入路として利用する場合、史跡地近隣に駐車場に適した場所を必要とするため、近隣の民間地の所有者と協議を行う。

中長期的な整備の中で、大型バスにも対応できる駐車スペースを備えた導入部の候補として周辺の適地を検討し、駐車場（または仮設駐車場の設置）を整備、千代ヶ崎砲台跡の整備の大きな課題の一つ、アクセスの改善を図っていく。また市指定史跡燈明堂跡から海岸沿いを散策しながら史跡へアクセスできる遊歩道の整備も検討を行い、千代ヶ崎一帯を周遊できるコースを設定していく。



第■図 千代ヶ崎砲台跡 短期動線計画図



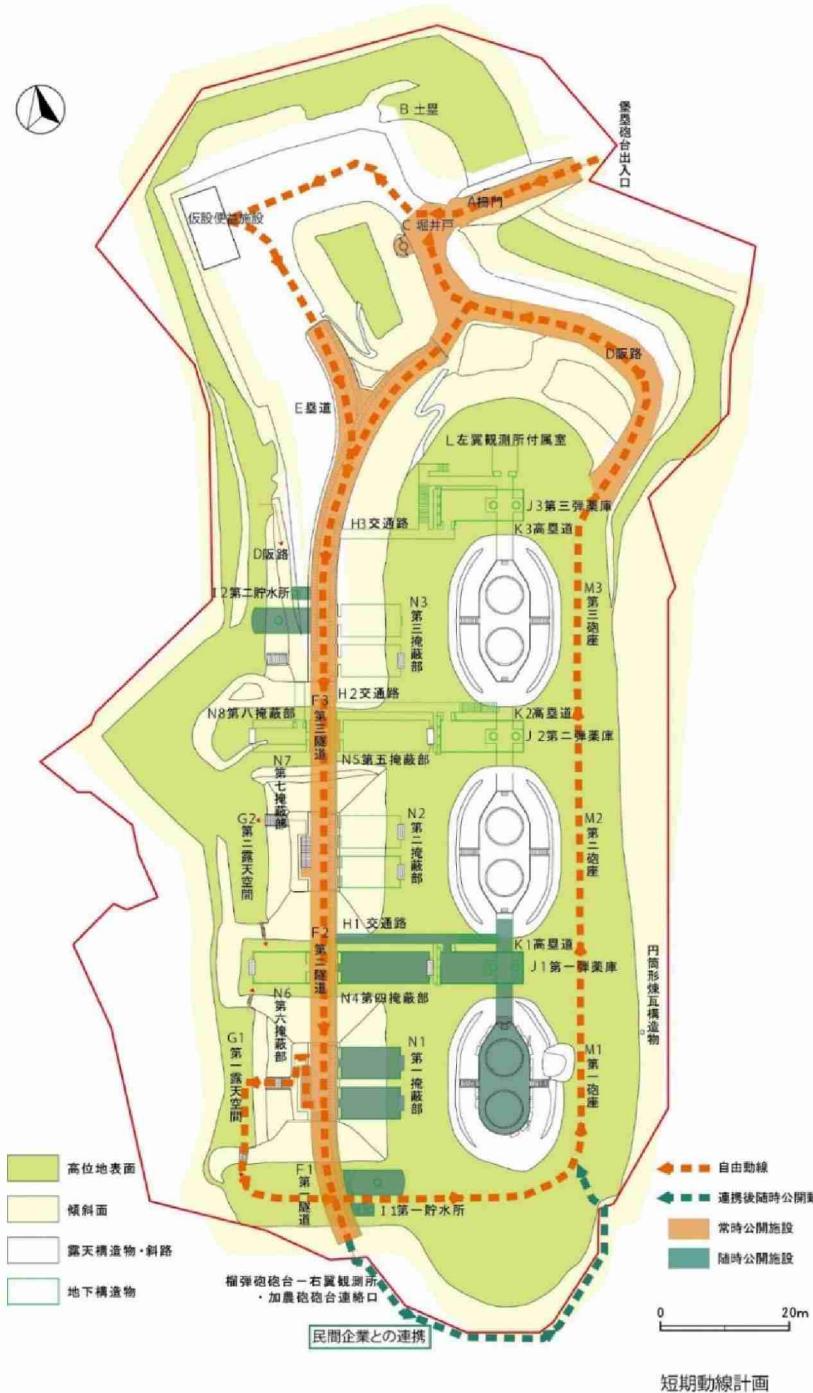
第■図 千代ヶ崎砲台跡 中長期動線計画図

②史跡保存活用ゾーン内

史跡への入り口は砲台稼働時と同様に柵門からとし、入り口正面の土壘を周回して地上へ進むルートと、希望者は地下構造物へ続く墨道へと進めるルートを設定する。

地下構造物へと続くルートは、既述のとおりガイド同伴でなければ進入できないものとする。第一露天空間から階段を利用して地上へ上がるルートを緊急時用に設定する。

今後、隣接する観光農園と協議を行い、可能であるならば史跡と観光農園との境界（現在は鉄柵で分けられている）を抜けて、史跡地南端を回り第一砲座の地上部分へ上のルートの検討を行う。



第■図 千代ヶ崎砲台跡 史跡保存活用ゾーン内動線計画図

(4) 案内および施設計画

①案内計画

－1) サイン

■アクセス

公共交通機関を利用して史跡へアクセスする場合の最寄駅である京浜急行・京急久里浜駅、または同線・浦賀駅から路線バスを利用して最寄停留所で降車することを想定した案内表示の整備を行う。

また、交流ゾーン内部で駐車場設置の検討や、駐車場整備を行う際は史跡への案内表示の整備を行う。

■史跡指定地内

千代ヶ崎砲台跡の利用に関する案内及び史跡の解説を行うため、対象となる遺構や用途に応じて案内及び説明施設を設置する。その他必要に応じて名称版を設置する。さらに、今後の調査や整備の進捗状況、遺構の保存状況に応じ説明施設を適宜加えて行く。史跡入口から便益施設、ガイド申込み、ガイドによる案内終了後、地上部分の自由見学という見学順路を標準動線とし、地下施設はガイド同伴のため必要最小限のサインの設置とする。

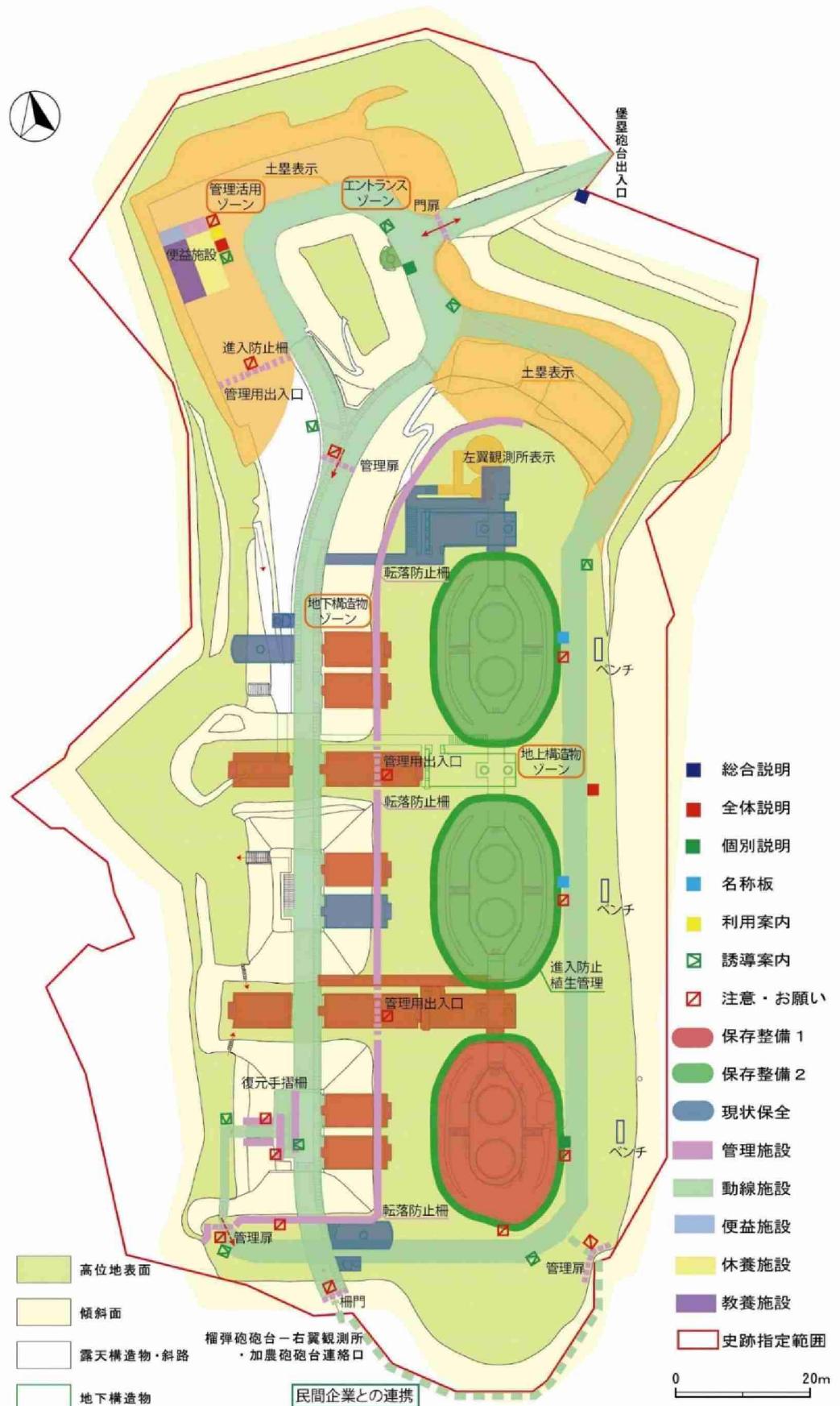
表 千代ヶ崎砲台跡 サイン計画（案）

種類	説明事項	説明概要	設置箇所
総合説明	・史跡、日本遺産等の概要や利用上の注意等総合的な説明	・史跡概要(東京湾要塞跡と千代ヶ崎砲台概要) ・日本遺産概要	史跡への入口である柵門付近。閉門していても見ることができる場所。
全体説明	・遺跡全体に関わる説明	・千代ヶ崎砲台跡の総合的な解説 ・立地	・ガイダンス施設前 ・東京湾を望む地上部分
利用案内	・案内図 ・お客様へのお願い	・利用上の注意 ・施設位置図	・ガイダンス施設前
個別説明	・施設の個別説明	・土壘と堀井戸 ・第一砲座	・堀井戸 ・第一砲座
誘導案内	・主要施設までの距離案内	・出入口 ・便益施設 ・隧道、階段、砲座	必要箇所
注意	・注意事項 ・お願い事項 ・禁止事項	・火の用心 ・ゴミ捨て禁止 ・禁煙 ・立入禁止 ・落書き禁止 ・転落注意	必要箇所

使用する言語は猿島砲台跡の方針に準ずる。

－2) 映像等による解説

猿島砲台跡の方針に準ずる。



第■図 千代ヶ崎砲台跡 案内および施設計画図

②施設計画

－ 1) 便益施設

見学者が休憩できるスペースと、管理に必要な管理室・倉庫機能を備えた便益施設を史跡地内に設置する。またトイレについても便益施設に併設する形で設置をする。併せて、便益施設に供する電気等インフラ設備についても整備を行う。便益施設の設置にあたっては、地下遺構の保護を前提とする。

便益施設の必要諸室

名 称	概 要
休憩スペース・管理室	見学者が休憩を取れる場所を確保する。また、壁面などを利用し、東京湾要塞跡や千代ヶ崎砲台跡の概要の補足解説や、見学に際して必要な情報を提供する。公開日に管理人が常駐し、案内ガイドの待機場所も兼ねる。
トイレ	便益施設に併設する。
倉庫	史跡の維持管理に必要な清掃道具や草刈り機、地下施設見学に必要な備品等を収納するもの。



第■図 便益施設イメージ図

便益施設に供するインフラ整備については、電気は柵門入り口までできている回線を利用し、場内へ引き込む。便益施設までの回線は史跡地内の遺構および景観に配慮する方法を検討する。

上水施設は、柵門に通じる市道（軍道）や西側の斜面地より給水管により場内に引き込む方法、場内の堀井戸を復旧させる方法、給水車で水を運び込む方法等が想定される。整備の段階に応じた方法で水を供給するものとする。

排水施設は、砲台当初の排水施設を調査して状態を確認。使用が遺構に影響しないと判断される場合は当初の機能を復旧して利用できるよう整備。排水遺構への影響が想定される場合は、新しく排水施設の整備を行い場外へ排出を行う。

－ 2) 園 路

砲台地下施設部分はガイド付き見学とするが、砲座を見下ろすことが出来る地上部分は自由見学エリアとし、

見学者が周回するための園路を設ける。園路については、自由に歩ける範囲という設定で、舗装の有無等についての検討を行う。

－ 3) 管理柵・手すり

自由見学箇所から砲台地下施設へ無断で立ち入りができないよう、墨道への入り口部分に門扉または管理柵を設置する。また、自由見学箇所の地上部分から砲座や地下墨道露天空間へ転落しないよう管理柵を設置する。地下墨道から地上への動線上にある階段には手すりを設置する。管理柵および手すりの設置にあたっては、遺構の保護と来場者の安全確保、環境の調和に配慮する。

砲台地下施設の見学にあたり、本来手すりが設置された痕跡が残り形状の復元が可能かつ見学者の安全のために必要な個所については手すりの復元設置を検討する。

－ 4) 柵門

現在の柵門は自衛隊時代の設置で老朽化がみられる。本来の位置とも異なるため、柵門の復元と原位置への設置の検討を行う。

－ 5) その他

地上の自由見学箇所に休憩のためのベンチを設置する。

史跡地周囲のフェンスについても隨時補修や更新を行う。フェンス沿いには維持管理に必要な管理者通路の設置も検討を行う。

－ 6) 史跡地外のガイダンス施設について

将来的に交流ゾーンとして史跡地外に適地を探し、駐車場の整備とガイダンス施設の設置を行う。

ガイダンス施設には、史跡の活用拠点として、東京湾要塞全体の解説や浦賀・久里浜地域の歴史的環境の解説、千代ヶ崎砲台跡についてのより詳細な解説機能を有し、学校等の団体利用に対応できる諸機能を想定する。

また浦賀・久里浜地区の観光拠点の一つとして、観光情報の提供や地域の魅力を発信する機能も想定される。

(5) 地域との関連計画

①浦賀・久里浜地区の歴史遺産との連携

史跡地が所在する浦賀地区は、市指定史跡燈明堂跡、浦賀奉行所跡、旧浦賀船渠1号ドック(住友重機械工業)、寺社仏閣といった数多くの歴史遺産が存在する。また、隣接する久里浜地区は、ペリー来航の歴史を伝える市指定重要文化財ペリー上陸記念碑も建立されており、開国の幕開けを告げる地である。これらの歴史遺産と連携し、見学会や講座の開催などを企画する。

②観光農園との連携

史跡地に隣接する観光農園と協議し、情報の共有や公開時の来往の検討を行う。

(6) 整備事業に係る調査計画

①遺構確認調査

公開に先立ち、遺構の現状把握と健全度診断を実施する。公開予定箇所の診断結果によって、遺構保全対策の検討を行う。また、史跡地内の砲台築城当時の給排水施設やその他未調査の遺構について、遺構確認調査を行い基礎資料の収集を行う。合わせて、劣化や自然災害などに起因する遺構の状態を確認・改善するための調査は必要に応じて隨時行う。

②保存科学調査

遺構の多くに用いられた煉瓦や漆喰、擁壁石積みの石、金属部品に劣化や破損が認められる。モニタリング調査を実施して劣化原因の推定を行い、補修方法を選定する。直接的な補修方法や間接的な環境改善を適宜選択し、遺構の保存を行う。

③植生調査

史跡指定地内の植生を調査し、維持管理にあたっての植生管理計画を策定する。樹種の同定や希少種調査を行い、遺構に影響を与える樹木は計画的に伐採を進めることとする。

④整備関連調査

隣接する追加指定ゾーン1、2には、史跡地内の榴弾砲砲台の右翼観測所跡、近接防禦砲台跡、千代ヶ崎砲塔砲台跡、砲塔砲台付帯施設跡、砲塔砲台軍道跡、千代ヶ崎台場跡が遺存する。いずれも史跡の本質的価値を構成する要素、本質的価値と密接に関係する要素を有し、史跡の理解には欠くことができない。所有者と協議を重ね、追加指定に向けての調査および調整を行う。

第5章 管理運営計画と活用計画

第1節 管理運営計画

史跡東京湾要塞跡の本質的価値とその関係する要素を守り伝えていくためには、適切に維持・利用していくことが重要であり、関連する行政だけでなく、各種団体や地域とも一体となって連携し、管理を推進していく必要がある。

そのために管理運営体制を構築し、維持管理のための点検項目の整理や、定期的な点検、維持・補修、清掃といった業務を継続実施していく。

ア. 猿島砲台跡

猿島砲台跡は、現在都市公園として本市環境政策部が管理運営を行っている。

今後は、史跡全般に係る事業は教育委員会が、公園全般の管理運営に係る事業は環境政策部が担当する。また、現在日常的な維持管理や事業を受託し、公園運営に深くかかわっている定期便運航会社の協力を引き続き得ていきたい。

①維持管理

日常的な施設管理や売店等の便益施設の運営は定期便運航会社が受託している形を継続し、日常の見廻りの中で気づいたことを市へ報告・連絡し、都市公園として管理する環境政策部と史跡として管理する教育委員会、またその他市役所関係部署と、定期便運航会社または島内ツアーを催行するガイドたちと情報が共有できるような体制を検討する。もちろん、島内を隈なく歩くガイドたちからの報告・連絡も共有するものとする。

定期的な点検は、保存活用計画で定めたとおり、年1回遺構の保存状態の評価を教育委員会が行い、5年経過時に総括。長期整備計画に必要な情報を整理する。ただし、各遺構の現状調査によって要経過観察と判定した箇所については、年間に必要な回数の点検を行い、異常が確認されれば整備を計画し保全対策を行うものとする。

また、植栽管理については、環境政策部と教育委員会で協議のうえ「猿島砲台跡植栽管理計画（仮）」を作成し、戦後に樹木が繁茂した猿島において、遺構の保存のために必要な伐採と現在実施している公園管理のための伐採と合わせ、希少種や景観に配慮した計画的な植栽管理を進める。

②利用管理

史跡指定地外も含めて島全体を対象に来島者や活用方法についての分析を行い、来島者が安全・快適に、またマナーを守って過ごせるような管理を行う。

事故や災害等、緊急時における来島者の安全な避難・誘導ができるよう、史跡地内の危険箇所については市と定期便運航会社・ガイド間で共通認識とし、周知徹底を図る。

整備に関する評価、運営・体制に関する評価も隨時行い、遺構の評価と合わせ5年経過時に総括を行い、長期整備計画へ援用する。

イ. 千代ヶ崎砲台跡

千代ヶ崎砲台跡は、史跡としての整備を本計画に基づき実施し、公開・活用を目指すため、教育委員会生涯学習課が管理運営を行う。

日常的な維持管理や事業の実施については、史跡地が隣接する観光農園の協力や、地域住民の協力、ガイドたちの協力を得ていきたい。

①維持管理

一般公開日は、管理人を配置し、軽微な場内の清掃や場内の見廻りをおこなう。管理人については、史跡についての知識を有し、その価値を認識しているものを充て、見回り中や除草・清掃業務の際に気づいたことは市へ報告・連絡し、情報共有をする。また、年間で適切な回数の除草・清掃業務を別途行う。

定期的な点検は、年1回遺構の保存状態の評価を教育委員会生涯学習課が行い、5年経過時に総括。長期整備計画に必要な情報を整理する。ただし、各遺構の現状調査によって要経過観察と判定した箇所については、年間に必要な回数の点検を行い、異常が確認されれば整備を計画し保全対策を行うものとする。

また、便益施設やその他の安全対策設備、説明板等についても日常的な点検と定期的な点検を行い、見学者の利便性と安全性を恒常に維持していく。

②利用管理

当面、公開日における見学者の月ごとや時間帯による人数、男女や年齢層について記録をとり分析を行い、周知方法と活用方法へ援用する。見学者が史跡地内で安全・快適に過ごせるような管理を行う。

事故や災害等、緊急事態が生じた際の見学者の安全な避難経路・誘導方法、また緊急車両の搬入経路や防災対策等についてマニュアルを作成し、関係者間で周知徹底を図る。

整備に関する評価、運営・体制に関する評価も隨時行い、遺構の評価と合わせ5年経過時に総括を行い、長期整備計画へ援用する。

第2節 活用計画

現在、東京湾要塞跡は、猿島砲台跡と千代ヶ崎砲台跡の2遺跡が史跡指定されている。

活用については、猿島砲台跡と千代ヶ崎砲台跡における具体的な計画と、未指定ではあるが東京湾要塞を構成する他の砲台跡を含めての計画を設定することが、見学者が史跡の価値をより深く理解し、後世への永続的な保存を希求することにつながっていくものと考える。

また、猿島砲台跡と千代ヶ崎砲台跡については、日本遺産「鎮守府 横須賀・吳・舞鶴・佐世保～日本近代化の躍動を体感できるまち～」の構成文化財となっており、日本遺産の活用事業のなかでも本市を代表する文化財として魅力を発信していくことが期待されている。

以上のこと及び、保存活用計画で整理した活用の方向性を踏まえ、活用については下記の要素を設定する。

- i 史跡整備関連調査の公開を行う
- ii 史跡の理解を助ける魅力的な行事を実施する
- iii 観光や地域活性化、また各種教育現場などに寄与する体制を構築する

iv 報発信を積極的に行う

v ほかの砲台跡の保存と相互連携を推進する

①史跡整備関連調査の公開を行う

遺構確認調査や各種調査の実施にあたり、史跡の保存と活用のためにどのような目的で調査を行い、整備していくこうとしているのか、公開手法の検討をしたうえで、整備進行形の姿を公開し、関心を高めることを目指す。見学者が自らの遺産として認識し、文化財として守り伝えていく機運を醸成する。

②史跡の理解を助ける魅力的な行事を実施する

史跡の正しい理解を助け、かつ何度も足を運びたくなるような魅力的な行事を実施する。

定期的な見学会の開催や講座の企画だけでなく、他部署と連携した行事やその他イベント的な要素の強い行事、例えば現代美術展示やなぞときイベントのようなものであっても、実は史跡について学べるしきけが入っているなどの工夫を行い、見学者が様々な形で史跡に触れ合える機会の提供を行う。

③観光や地域活性化、また各種教育現場などに寄与する体制を構築する。

史跡を横須賀市の地域資産として、観光や教育等に幅広く活用していくよう、関連部署や関連機関との連携を進める。

教育現場では、市立小中高校での学習内容に対応できる、生涯学習課が実施する「文化財出前教室」のメニューに挙げるなど学校教育現場でのニーズを掘り起こす努力をする。大学を含む各種研究機関へは、史跡の建築、土木、歴史、保存科学や観光など多方面の研究対象として積極的に研究素材の提供を行う。活用や修復についての学生参加型のワークショップを開催することなども想定し、幅広い意見に出会う場や、多様な経験ができる場としての一面を開拓できるよう連携を図る。

社会教育分野では、生涯学習センターの市民大学やその他文化財講座でのテーマとして東京湾要塞を取り上げる機会を増やし、受講した市民一人一人が史跡の守り手となり広報していくことを目指す。

地域においては、観光拠点の一つとして地元が活性化することを図ると同時に、地域の文化財として価値の再発見と憩いの場としての空間整備を図る。

④情報発信を積極的に行う

見学者に史跡の価値や魅力を伝えるには、現地での解説方法は重要である。

個別解説はガイドによる解説のほかに、従来のパンフレットや既設説明板の改訂、説明板の新規設置と合わせ、多言語標記の方法検討や子ども向けパンフレットの作成など内容の充実を図る。

また、タブレットなどモバイル機器を使用したビジュアル的な解説方法、音声ガイドを導入した方法、VR の導入や映像資料の作成なども検討を行う。

現地での情報発信以外にも、史跡の魅力や価値を市民及び国内外に広く発信できるよう、市ホームページの内容の充実を図る。

⑤ほかの砲台跡と相互連携を推進する

東京湾要塞を構成するほかの砲台跡はいずれも未指定であるが、東京湾要塞の理解には欠かせない存在であ

り、保存の方法と追加指定の有無の検討をする。公開可能な砲台跡については、安全に留意しながら史跡と連携した見学コースや講座での利用を行う。また、行政組織を超えて東京湾要塞一体としての活用方法を検討する。

この他、東京湾要塞の建設以降、日本各地で建設され現在も良好に残る要塞跡が所在する自治体と連携し活用を図る。

第6章 事業計画

整備事業の実施にあたり、短期（5年後）と長期（10年後）に分けて進行を管理する。

長期整備終了後は、社会情勢の変化など必要に応じて改めて計画を策定し、目指すべき将来像へと近づけていく。

第1節 短期整備

保存活用計画の策定を行った2016年度から2020年度までの5年間。

猿島砲台跡は第1期整備必要箇所の抽出と対策、千代ヶ崎砲台跡は一般公開へ向けての整備を主たる事業目標とする。

ア. 猿島砲台跡

第1期整備必要箇所として、目視による現状から隧道・弾薬元庫、第一砲台棲息掩蔽部を抽出。対象遺構の現状調査とモニタリング調査による分析を行い、保全対策の検討、保全工事を必要に応じて施工し、安全対策につとめる。

また、埋没した砲座などの遺構や現在立ち入りを制限している遺構の将来的な整備・展示に向け、遺構確認調査や現状把握の調査を計画的に実施する。調査の成果に基づき、史跡への理解のための重要性と安全性について保全対策を実施した遺構については、展示を行っていく。

植生管理については、作成した計画に基づき、遺構の保存のための伐採を開始する。

第2期整備必要箇所として、第二砲台の墨道両側の石積み擁壁の変位を想定。長期整備の中で必要な調査と対策の想定についての検討も開始する。

イ. 千代ヶ崎砲台跡

2020年度の一般公開に向け、必要な施設等の整備のための調査を実施し、整備工事を行う。

公開方法は、当面は一般公開を土日祝日のみを想定し、その他学校等の見学や観光など団体見学は平日も受付可

能日とする。

一般公開にあたり必要な情報提供の方法を検討し、リーフレットの作成や便益施設及び場内での説明について必要となる調査やその方法の検討を行う。ガイドの養成も開始し、見学者が史跡を正しく理解できるよう質の高いガイド内容が担保されるための準備を行う。

その他、一般公開の前から見学会の定期的な開催や地域および小・中学校との連携、ホームページでの情報発信、モニターツアーの催行などを通じて認知度を高めることを推進する。

公開予定箇所については、遺構の現状調査と保存科学調査を行い、必要に応じて保全工事や修復を施工する。

植生管理については、史跡地内の適正な管理につとめると同時に、砲台からの景観を妨げる樹木の繁茂について地権者と協議を重ね、景観の復元に努める。

また、第2期公開整備に想定する左翼観測所の展示方法の検討や砲座の修復などについての検討も開始する。

第2節 長期整備

2021年度から2026年度までの5年間。

ア. 猿島砲台跡

第2期整備必要箇所の調査と対策を行い、そのほか史跡の中で何らかの対策を必要とする箇所についても調査および修復や保全対策を実施し、遺構の保護と見学者の安全確保を目指す。

保全対策については、施工後も環境調査の実施や経過観察などを行い、遺構への影響の有無などについて検証し、より最善の選択ができるよう検討を重ねるものとする。

また、展示についても、史跡についてさらに調査検討を進め、史跡の理解を深める整備方法を目指し、公開整備や公開が難しい箇所については映像等で解説を行うなど方法の検討を行う。史跡地内の解説板の改修や新設、また現在はベニヤ板で閉塞した構造物扉部分の改修や大砲の復元など、計画的に展示内容の充実を図る。

モバイル機器の導入やガイド方法の検討、開催行事の中に史跡に関する要素を取り入れるなど、史跡見学が目的でない来島者も気軽に史跡の価値や自然を堪能できる時間を過ごせるような整備を進める。

イ. 千代ヶ崎砲台跡

短期計画終了後の一般公開以降も第5章の活用計画で掲げた要素を踏まえ、市内や国内外での認知度を高め、公開日を土日祝日だけでなく増加させ、史跡への来訪する機会を広く提供するため下記の整備を目指す。

史跡についてさらに調査検討を進め、短期計画で整備を行った遺構や施設以外にも必要な箇所の調査および修復や保全対策を実施し、遺構の保護と史跡の理解を深める整備を進める。

修復や保全対策については、施工後も環境調査の実施や経過観察などを行い、遺構への影響の有無などについて検証し、より最善の選択ができるよう検討を重ねるものとする。

展示については、左翼観測所の整備の検討や、戦後モルタルを打設し改変された掩蔽部の展示スペースへの転用の検討などを含めて、砲台のシステムの理解と各分野の当時の技術への理解、稼働時の兵営の様子がイメージできる展示方法、28cm榴弾砲の復元など計画的に展示内容の充実を図る。

史跡地外では、駐車場整備およびガイダンス施設の設置検討を行い、史跡へのアクセス性の向上と史跡や東京湾要塞全体のガイダンス機能の充実を図る。史跡地外の整備については、史跡の利用と理解を促進する要素はもちろん、本市のルートミュージアム構想でも千代ヶ崎砲台跡は市域南部のサテライト拠点として位置づけられていることから、浦賀地区・久里浜地区の中間に位置する立地を生かし、地域の歴史遺産との連携を図る拠点としての機能が期待される。施設等のハード部分の整備だけでなく、地域の人々が交流や活動の場として利用し、地域の魅力を高めていけるようなソフト面の整備を目指す。

また、隣接する観光農園に残る遺構の調査および追加指定に向けての協議を行い、千代ヶ崎一帯が幕末から昭和にかけて海防の拠点であったことが体感できる整備を目指す。

長期計画の中では、史跡指定を受けた猿島砲台跡と千代ヶ崎砲台跡の連携と未指定であるが東京湾要塞跡を構成する他の砲台群との連携、さらに日本各地の要塞との連携を図り活用を行う。

長期計画は短期計画が終了する前に方向性を見直し、必要に応じて修正を加えるものとする。

保存管理基準（猿島砲台・千代ヶ崎砲台共通）

【煉瓦構造物】

- ・遺構の変状 変状が認められる場合は、測量や打音検査、丁寧な目視観察や遺構の背面確認などの各種現状調査を行い、必要に応じてサンプル採取を実施し、原因を解明し、保全方法の検討を行う。
- ・煉瓦の劣化 水や塩類の影響による劣化が確認される場合は、モニタリングにより経過を観察し、劣化の状態・進行速度・原因を分析し、適した補修方法の検討を行う。
- ・漆喰 噴 すでに煉瓦壁と乖離してしまった箇所については、原因を推定し、修復または落下防止策の検討を行う。良好な箇所については、その状態を維持できるよう、保存方法の検討を行う。繁殖した微生物類は同定し、クリーニング及び防藻・防黴方法の検討を行う。
- ・目地 目地が流出してしまった箇所については、原因を推定し、修復方法の検討を行う。
- ・漏水 漏水が起きている箇所の現状を調査し、原因を推定し、対策方法の検討を行う。
- ・落書き等 遺構自体を傷つけないように復旧する方法を検討する。

保存管理基準

- i 軸体を構成する煉瓦については、素材を保存することを原則とする。
- ii 粉状化等によって強度が低下したものについては、補強のための措置を講じる。
- iii 構造保存上、必要でかつほかに方法がない場合のみ、現代煉瓦の補充を行う。
- iv 漆喰は煉瓦壁を保護する役割を持つが、剥落してしまった箇所の復旧については、剥落の原因、環境改善の見込みを元に判断する。
- v 目地については、煉瓦構造物の強度維持のために重要な要素であるので、目地が流出した箇所は、素材の検討をしたうえで、復旧していくことを基本とする。

【石積み】

- ・遺構の変状 変状が認められる場合は、測量や丁寧な目視観察や遺構の背面確認などの各種調査を行い、必要に応じてサンプル採取を実施し、原因を解明し、保全方法の検討を行う。
- ・石の劣化 水や塩類の影響による劣化が確認される場合は、モニタリングにより経過を観察し、劣化の状態・進行速度・原因を分析し、適した補修方法の検討を行う。
- ・落書き等 遺構自体を傷つけないように復旧する方法を検討する。

保存管理基準

崩落により落下した石は、大きな損傷がなく原位置が判明するものは元に戻し、損傷が著しい場合、または原位置が失われたものについては、分析等に使用する試料として保管する。

【コンクリート】

- ・遺構の変状 変状が認められる場合は、測量やシュミットハンマーによる強度検査などの調査、必要に応じてサンプル採取を実施し、原因を解明し、保全方法の検討を行う。
- ・亀裂 亀裂については進行速度をモニタリングしながら、変状の原因を推測する調査を実施するなどし、修復を検討する。
- ・漏水 漏水が起きている箇所の現状を調査し、原因を解明し、対策方法の検討を行う。

保存管理基準

煉瓦と同様素材を保存することを原則とする。

【建 具】

部分的に遺存する木枠については、現状維持とする。

【金 属】

部分的に遺存する金属製品については、経年変化で腐食が進んでいる。調査により原因を解明し、必要な保存処理を行う。

【排水設備】

築城当初の排水設備の多くが、近年の整備や堆積物などによって機能していない状況にある。遺構の劣化や地形変質の要因となっている。排水設備の構造と現状を把握し、適切な保全対策をとれるよう検討を行う。